

発能美管財第618号
令和7年8月19日

新明和工業株式会社
代表取締役 五十川 龍之 様

能美市長 井出 敏朗

指名停止通知書

この度、貴社が独占禁止法違反行為を行ったことは、誠に遺憾であります。
本市では、「能美市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱」に基づき、下記のとおり
指名停止を行うこととしたので通知します。
今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意してください。

記

1 指名停止の期間	令和7年8月19日 から 令和7年10月18日まで 2箇月
2 指名停止の理由	貴社は、公正取引委員会から、独占禁止法の規定に違反するものとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 上記の件は、能美市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第8号に該当すると認められるため、指名停止とする。